

## 1 はじめに;神社合祀への新たな視角

**神社合祀**とは;一般に、明治39年(1906)の2つの勅令, 96号「府県社以下神社ノ神饌幣帛料供進ニ関スル件」および220号「神社寺院仏堂合併跡地ノ譲与ニ関スル件」を根拠として、内務省主導で府県を実施主体として行われた神社の統廃合政策を指すことが多い。本発表でも、その意味で。

発表者は編著『神社合祀 再考』(岩田書院, 2020)において、神社合祀に関する先行研究の多くがロマン主義に依拠していた、と批判;←明治39年-に合祀される以前の神社と氏子との関係が自然村的な秩序に基づいていた、といわばノスタルジックに想定していた意。

提案として、発表者は自分の検討事例から得た、以下4通りの視点に依拠したい。

### ① 府県による実態の違い

茨城県大洗町磯浜町の例(由谷編[2020]);通時的な神社の統廃合はあったが、現在も旧近世村エリアに大洗磯前神社(旧・国幣中社)ほか8社がある。8社は全て旧・無格社。

新潟県妙高市の信越国境側(由谷[2021b]);明治40年以降に合祀された神社(全て無格社)がある一方で、存置された無格社がかなりある。それらのほぼ全てが、氏神産土神的な社であった。

石川県の一般論(以下、石川県の事例);明治39年の県告諭により、一大字一社+無格社の整理が郡以下に指示された。

### ② 都市部近郊とそれ以外との違い

由谷[2019]において石川県小松市内に現存する150余りの神社について、二次文献(『石川県の研究 神社編』1918, 他)によって合祀状況を調べた;

近郊地帯では一大字一社、無格社廃祀の傾向だが、市街地および中山間地帯では一大字一社とならず、無格社が存置される場合もある。

大字が広く神社間の距離がある場合も、一大字複数社(無格社を含む)になる場合も。

逆に、一大字の人口が少ないと、村社でも近隣の村社以上に合祀されることがある。

### ③ 郡だけでなく村による違い

由谷[2021a]で、石川県白山市の旧松任町に含まれた近郊の11村について神社合祀を調べた;

石川郡全体の傾向として合祀政策が緩やかだった為、無格社の存置が石川県としては多かった。

村社が他大字の村社以上に合祀され、神社無しの大字が生まれた村(比楽島村と中奥村)が。

一方で、もともと一大字に村社が複数社あった場合、無格社が存置された場合を含めて、一大字複数社のままの村(笠間村、宮保村、御手洗村、林中村)があった。

### ④ 修験の持宮など、近世からの影響

由谷[2023]で、能登宝達山麓かつ旧押水町域の神社合祀について調べた;

近世に多くの神社が修験支配であったとされる;«←『押水町史』(1974)情報による。翻刻ないし金沢市立図書館蔵文書で確認できる近世前半の史料掲載の山伏名とは異なる»

修験持ちだった神社が他社を合祀した場合、ほとんどの被合祀社は同じ修験が別当だった；《←全ての被合祀社ではないこともあり、論文内ではこの点を指摘していない》

## 2 事例の概要；含・神社合祀の実態

近郊地帯として、**金沢市の近郊**を選択。

由谷[2020a]で指摘したように、現在の金沢市域(含・近郊)は**修験の持宮**が多かった。

近世からの連続性を顧慮し、藩政期の“**富樫郷**\_(or\_富樫庄)”のうち、後に全てが金沢市に帰属した**5村**(明治22年以降の村；**富樫村**、**野村**、**額村**、**三馬村**、**内川村**)を選択；《←由谷[2021a]の松任町近郊のように、同じ年に帰属したケースとは異なる(refer⇒表1↓)》

発表タイトルの「**金沢市南西郊外**」に相当。

表1；皇国地誌（M16）に「富樫郷54村」として掲載された村のうち、本事例について

M22以降の村名	皇国地誌に富樫郷として掲載された村数	M22以降の村の大字数	金沢市への帰属年
富樫村	10	10	S10
野村	7	7	T14
額村	7	7	S29
三馬村	7	7	S11
内川村	9	9	S29

### 神社合祀と神社明細帳について

金沢南西近郊旧5村（表1↑）の神社合祀に関して、石川県所蔵の**神社明細帳**を用いて考察；

神社明細帳とは；明治12年(1879)の**内務省達**により書式が定められ、役所に帳簿として置かれた公文書。石川県の神社明細帳の特徴については、小松市南郊外に関する由谷[2020b]、白山市中心部に関する由谷[2021a]で詳しく述べたので、ここでは割愛；《←3通りの書式が有る、廃社の明細帳が廃；+石川県分の明細帳の所在は、元は石川県庁〈本研究で利用したもの〉、現在は石川県立図書館》

表2；皇国地誌と神社明細帳の掲載神社数など

旧村名(M22)	大字数	皇国地誌で1村複数社の場合 (or ゼロの場合)	神社明細帳記載神社数	神社合併掲載明細帳数
<b>富樫村</b>	10	高尾・窪・山科が2社（地黄煎村には社無し；金沢区地黄煎町に1社）	8	3
<b>野村</b>	7	泉野が2社	6	1
額村	7	四十万・額谷・額新保が2社	7	3
<b>三馬村</b>	7	久安3社、横川・西泉・泉・有松が2社	8	4
内川村	9	後谷のみ2社	9	1

皇国地誌で1村複数社が、1大字1社へ合祀された場合(他ケース2例については次項で)；  
 富樫村3大字(高尾, 窪, 山科)；《←全10大字のうち, 地黄煎村には皇国地誌時点より社無し》  
 野村1大字(泉野)  
 額村3大字(四十万, 額谷, 額新保)  
 三馬村4大字(久安, 西泉, 泉, 有松)；《←大字横川については次項で》  
 内川村1大字(後谷)

結果的に、大字数＝神社数；額村(7大字7社), 内川村(9大字9社)

〃, 一大字複数社の大字ができた村；三馬村(7大字8社) ⇒次項で

〃, 神社無し大字が生まれた村；富樫村(10大字8社；元々1大字には社無), 野村(7大字6社)  
 ⇒次項で

### 3 一大字複数社, 神社無し大字の例

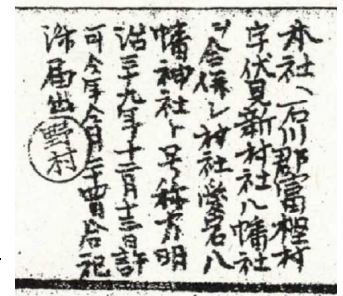
三馬村のケース(一大字複数社)；

大字横川で村社横川神社と無格社横川日吉神社の2社が存置。両社とも現存。

両社の皇国地誌「横川村」および神社明細帳データについては、由谷[2022]を参照されたし。

(小松市の例のように)中山間地帯や大字内複数社の距離が離れている場合に一大字複数社となる場合があるが、このケースは平野部で両社の距離は1キロ程度；両社存置の理由は、現在の所は不詳。

なお、三馬村は7大字のうち他に野々市新村で無格社白山社が存置されており(1大字1社), 合祀策(県告諭)への対応が緩やかだったと考えられる。



富樫村のケース(神社無し大字①)；

10大字中, 大字伏見新が神社無し大字に(+上記のように大字地黄煎も元から神社無しだった)。

皇国地誌「伏見新村」には村社八幡社が出る。同社は、近世には修験持ちの八幡社だった。

明治元年『三州復飾神職神祇官御許状写』(金沢市立図書館加越能文庫所蔵)に、「建部監物」に「伏見村八幡社」の神主を申し付ける旨, 出る。元の院坊名は不詳。

大野村字松の無格社愛宕社の神社明細帳欄外(ノ)ほかに、明治39年に富樫村字伏見新の村社八幡社を合併して、村社愛宕八幡神社と改称, などと出る；《ノ↓“ほか”は、『石川県の研究 神社編』(1918), 『石川県石川郡神社誌』(1924), など》

村社	八幡社	愛宕社	字法島	合併許可(合併済)	備考
(社名)	(社名)	(社名)	(社名)	明治四十一年四月二十七日	

野村のケース(神社無し大字②)；

7大字中, 大字法島が神社無し大字に。

皇国地誌「法島村」に村社八幡社が出る。

同社も近世に修験持ちだった模様；明和2年(1765)に法島村の山伏「宝高寺」が、真言宗慈光院と氏子の件で争論したことが知られている；refer ⇒ 由谷[2020a], p.12；《←『三州復飾神職神祇官御許状写』には、額西神社額東神社「及持宮等」の神主を申し付けられた「高山民部」, として出る》

金沢市本多町(もと広坂通町；←神社明細帳時点)の県社石浦神社(元の慈光院)の神社明細帳(活字のもの；⇒), 由緒の項目ほかに、M41字法島の村社八幡社を合併, と出る。

#### 4 考察およびまとめ

{参考}; 皇国地誌の人数, 戸数, 幅員情報について

皇国地誌の横川村; 人数280口, 戸数(本籍)62戸, 東西8町16間, 南北10町12間.

皇国地誌の伏見新村; 人数35口, 戸数(本籍)7戸, 東西2町50間, 南北2町13間.

皇国地誌の法島村; 人数97口, 戸数(本籍)26戸; 東西5町50間, 南北7町28間.

**大字横川の例**; 含まれる三馬村そのものが神社合祀につき緩やかで, 7大字のうち他に**大字野々市新**で無格社白山社が存置(一大字一社)+横川村の人口・面積が大きめ;《←一大字複数社は, 由谷[2021a]のように石川郡内で他にも見られる; ←石川郡そのものが, 石川県の中では緩やか》

**大字伏見新の例**; 合併時2戸とも+面積狭め; ⇒現在も店舗や集合住宅がほとんど。

大野村字松の無格社愛宕社<修験持ちではなかった模様+兼務神職>が, どのような経緯で伏見新の八幡社を合祀したかは不詳; 《⇒愛宕社は兼務神職だったので, 氏子側のイニシアティブか》

無格社が村社を合併して村社に昇格(列格)する例は, 発表者の既検討事例のうち, 小松市および白山市にも見られた(↳ 由谷[2020b], p.170, 由谷[2021a], p.16)

**大字法島の例**; 法島村と宝高寺については, 複数の翻刻(ともに森田柿園著の『加賀志徴』下, 『金沢古蹟志』中など)にかなりの量の情報がある。それらによれば昔の法島村は犀川の対岸にあり, 石浦郷7村に含まれていた; 《←石浦庄の慈光院と法島村宝高寺との争論の背景か》

{まとめ}

郡⇒村⇒個々の神社, と下りて検討してゆくと, 旧来研究の前提であった悪政に対する住民側の抵抗といった局面より, むしろ実際の合祀には, その他の要因(例; 近世からの流れ, 大字の人口や面積, 村<M22以降>による合祀強制の差, 氏神が無格社であることのおそらく氏子による危機感 etc.) が大きく影響していたと考えられる。

由谷[2020a]でも触れた金沢市域で修験持ちだった神社が廃祀される傾向については, 今後の課題。

{参照文献}

石川県『石川県史資料 近代編』(2) 同県, 1975; 《←皇国地誌「加賀国石川郡村誌」富樫郷の翻刻》

日置謙(編)『石川県の研究 神社編』石川県教育会, 1918

平岡榮雄(編)『石川県石川郡神社誌』石川県神職会石川郡支部, 1924

森田平次『加賀志徴』下編, 石川県図書館協会, 1937; 《←近世の法島村情報》

——『金沢古蹟志』中巻, 歴史図書社, 1976; 《←同上》

由谷裕哉「小松市内の神社合祀研究・序説」, 『小松短期大学論集』25, 2019

——(編)『神社合祀 再考』岩田書院, 2020

——「近世都市部における修験と神社: 金沢を例として」, 『山岳修験』65, 2020a

——「神社明細帳による神社合祀の研究: 小松市南郊外の事例」, 『人間社会環境研究』40, 2020b

——「神社明細帳と神社合祀—旧石川郡松任町の事例から—」, 『神道宗教』262, 2021a

——「神社合祀のたどり方—妙高市のオンライン神社明細帳を読み解く—」, 地方史研究協議会(編)『日本の歴史を描き直す—信越地域の歴史像』文学書院, 2021b

——「石川郡の神社合祀において一大字複数社が存置された場合: 三馬村字横川の二社」, 『加能民俗』165, 2022

——「宝達山麓(旧押水町域)における神社合祀・研究序説」, 『加能民俗研究』54, 2023